

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	運用役－５
	調達要求年月日	令和８年５月２９日
	作成部課	航空幕僚監部 運用支援課
	作成年月日	令和８年５月２５日
品名	U－４操縦者に対するシミュレーター委託教育	
仕様書番号	空幕LPS－運０００１３－８	

指定事項：

- ２．２ 教育期間・教育日数・委託人員及び回数  
表１のとおりとする。

表１－教育期間・教育日数・委託人員及び回数

教育期間	教育日数	委託人員	回数
令和８年９月１日 ～令和９年３月３１日	５日間／回	２名／回	２回

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	U-4操縦者に対するシミュレーター委託教育	空幕LPS-運00013-8	
		大臣承認 作成	平成 年 月 日 平成25年5月17日
		改正	令和4年9月28日
			令和6年6月21日
		作成部 隊等名	航空幕僚監部運用支援・ 情報部運用支援課

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊が保有するU-4航空機の操縦者に対し実施する緊急事態対処等の能力向上を目的とした委託教育について適用する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00007の1.2によるほか、次による。

#### 1.2.1 G4 (Gulfstream IV)

ガルフストリーム社製のガルフストリームIV型機を略称するもの。

#### 1.2.2 FFS (Full Flight Simulator)

モーション及びビジュアル機能付きのフライト・シミュレーター

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### 仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

## 2 役務に関する要求

### 2.1 一般

U-4航空機の操縦者に対して、緊急事態対処等の能力向上を図るために、座学及びG4用FFSを用いて、教育を実施する。

### 2.2 教育期間・教育日数・委託人員及び回数

教育期間、教育日数、委託人員及び回数は、調達要領指定書によるものとし、細部は教育実施計画書によるものとする。

### 2.3 教育実施場所

契約の相手方が指定した場所とする。

### 2.4 教育内容

U-4操縦者としての資格を有する者に対して、より専門的な知識や技能を習得させるため、座学及びFFSによるものとし、英語を使用して実施するものとする。

品名	U-4 操縦者に対するシミュレーター委託教育
----	------------------------

**a) 座学**

G4 機長資格既得者又はこれに準ずる操縦者に対する教育を前提とし、次に掲げる内容について、特に緊急操作及び各種手順等に関する知識の完全理解及び技能の習熟が得られるよう、1名ごとに合計16時間（2日程度）の教育を基準とする。

航空機概要、性能、電気系統、油圧系統、アビオニクス、照明系統、脚系統、燃料系統補助電源装置、動力装置、防火系統、動圧静圧系統、空調系統、与圧系統、その他の系統及び重量重心

**b) FFSによる教育**

G4用FFSにより、緊急操作の教育を主体として、主たる操縦席において1名ごとに合計6時間、副席における操作を1名ごとに合計6時間を基準とする。

なお、教育前後には、当日の教育内容、要点及び教育結果の確認を含むブリーフィングを実施するものとする。

**3 検査**

契約担当官等の定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

**4 その他の指示**

**4.1 提出書類**

**4.1.1 教育実施計画書**

契約の相手方は、契約締結後速やかに、教育日程を航空幕僚監部運用支援・情報部運用支援課長（以下、“運用支援課長”という。）と調整のうえ、次に示す事項を含む教育実施計画書1部（様式任意）を作成し、運用支援課長の確認を受けて、契約担当官等に提供するものとする。また、教育実施計画書に変更が生じた場合は、同じ手続きをとるものとする。

- a) 教育日程及び教育実施期間
- b) 教育実施場所
- c) 教育内容

**4.1.2 教育実施報告書**

契約の相手方は、各教育終了後速やかに、次に示す事項を含む教育実施報告書1部（様式任意）を作成し、運用支援課長に提出するものとする。

- a) 教育実施日及び教育実施期間
- b) 教育実施場所
- c) 教育内容
- d) 講師の所属及び氏名
- e) 教育結果

**4.2 その他必要な事項**

契約の相手方は、教育実施計画書に従って教育を実施する過程において、教育の継続に支障を来す事由が発生した場合、契約担当官等とその取扱いについて協議するものとする。